

千葉市死者に関する情報の開示請求取扱基準

1 趣旨

この基準は、千葉市個人情報保護条例（平成17年千葉市条例第5号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、血縁者等から死者に関する情報の開示請求がなされた場合に、当該情報が「請求者自身の個人情報であると考えられる情報」又は「社会通念上請求者自身の個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報」であると判断するために必要な事項を定めるものとする。

2 基準

死者に関する情報については、次に掲げる情報について、それぞれに定める者が自己の個人情報として開示請求をすることができるものとする。

- (1) 死者である被相続人から相続した財産に関する情報 当該相続人
(相続財産の権利義務の帰属が確定していない場合を含む。)

例：相続した土地について、被相続人である死者が生前、市と取り交わした「境界現地確認書」

例：相続財産の遺言書に使用された印鑑の印鑑登録証明書交付申請書

○死者の財産が請求者に帰属していることの確認書類

- ・不動産の登記事項証明書、契約書など当該財産が請求者又は被相続人に帰属することを証明する書類、遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの）、遺産分割協議書など

ただし、相続財産の権利義務の帰属が確定していないとの申し出があった場合には、上記書類による確認を要しないものとする。

○請求者が相続人であることの確認書類

- ・被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本など

- (2) 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報（損害賠償請求権等の帰属が確定していない場合を含む。） 当該相続人

例：交通事故、医療事故、火災による死亡に基づく損害賠償請求権に関し、その相続人が開示請求する「救急業務実施報告書」「レセプト」「カルテ」「火災原因（損害）調査報告書」

○死者が損害賠償請求権等を取得していたことの確認書類

- ・示談書、和解書、裁判所の確定判決書など

ただし、損害賠償請求権等が確定していないとの申し出があった場合には、上記書類による確認を要しないものとする。

- 請求者が当該損害賠償請求権等を取得したことの確認書類
 - ・遺言書（公正証書によるもの又は裁判所の検認を受けたもの）、遺産分割協議書、請求者が損害賠償請求権等を取得したことを証明する裁判所の確定判決書など
 - ただし、損害賠償請求権等の帰属が確定していないとの申し出があった場合には、上記書類による確認を要しないものとする。
- 請求者が相続人であることの確認書類
 - ・被相続人である死者及び請求者の戸籍謄本など

- (3) 死者の死に起因して、相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報（当該権利義務が確定していない場合を含む。） 当該権利義務を取得した者

例：遺贈によって請求者が取得した土地について、死者が生前に市と取り交わした「境界現地確認書」

例：交通事故、医療事故、火災による死亡に基づく慰謝料請求権に関し、当該権利義務を取得した者が開示請求する「救急業務実施報告書」「レセプト」「カルテ」「火災原因（損害）調査報告書」

- 請求要件の有無の確認書類
 - ・示談書、和解書、裁判所の確定判決書など
 - ・遺贈により請求者が取得した権利義務であることを証明する遺言書
 - ただし、当該権利義務が確定していないとの申し出があった場合には、上記書類による確認を要しないものとする。

- (4) 死亡した未成年者に関する情報 当該未成年者の生前の法定代理人

例：未成年である子供の死亡に関して作成された学校事故報告書

- 請求要件の有無の確認書類
 - ・戸籍謄本
 - ・死亡した未成年者の法定代理人であったことを証明する書類

- (5) 死者（成人に限る）の医療及び介護に関する情報 父母、配偶者及び子

例：死亡した父母の生前に作成された「介護保険審査判定結果総合記録票」

例：死亡した父母の「レセプト」「カルテ」

- 請求要件の有無の確認書類
 - ・戸籍謄本